

「世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』デジタルメディアを活用した 情報発信事業」に係る企画提案公募要領

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議(以下、「活用会議」という。)では、世界遺産の百舌鳥・古市古墳群の高い価値や魅力を国外に伝え、知名度の向上および来訪者の増加を推進するため、「世界遺産『百舌鳥・古市古墳群』デジタルメディアを活用した情報発信事業」を実施します。

本事業においては、広告記事及び動画の制作および広告配信を行い、2025 大阪・関西万博に向けたプロモーションのため、仕様書に定める業務を受託する事業者を企画提案公募により募集します。

1 事業名

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」デジタルメディアを活用した情報発信事業

(1) 事業(又は業務)の趣旨・目的・概要

別紙「仕様書」のとおり

(2) 委託上限額

13,470,000円(税込)

2 スケジュール

| | |
|----------------|----------|
| 令和5年6月23日(金) | 公募開始 |
| 令和5年7月7日(金) | 質問受付締切 |
| 令和5年7月20日(木) | 提案書類提出締切 |
| 令和5年7月下旬～8月上旬頃 | 選定委員会 |
| 令和5年8月下旬頃 | 契約締結 |
| 令和6年3月31日(日) | 事業終了 |

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 応募書類及び提出部数

○「正本」（応募書類と添付書類） 1部

※表紙及び背表紙には「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入してください。

※A4サイズのフラットファイル（紙製・A4縦<A4-S型>）に綴って提出してください。

- 「副本」(応募書類のみ) 7部

※個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないでください。(表紙及び背表紙含む)

- 電子媒体(CD-R等) 1部

≪注意事項≫

【応募書類】

ア 企画提案応募申込書(別紙様式1:正本1部、副本7部)

イ 企画提案書(別紙様式2:正本1部、副本7部)

※企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ 応募金額提案書(別紙様式3:正本1部、副本7部)

※共同企業体(この事業を目的として構成された共同企業体)での応募の場合は、上記ア～ウに加え、次の①～④の書類も併せて提出:各正本1部

① 共同企業体届出書(別紙様式4)

② 共同企業体協定書(別紙様式5)

③ 委任状(別紙様式6)※構成員が支店等の場合のみ

④ 使用印鑑届(別紙様式7-1)※代表構成員が代表取締役の場合

使用印鑑届(別紙様式7-2)※代表構成員が受任者の場合

エ 誓約書(参加資格関係)(別紙様式8) 正本1部

オ 事業実施体制の組織票(様式自由:正本1部、副本7部、各構成員の役割分担等が明示されているもの)

【添付書類】 正本1部:共同企業体(この事業を目的として構成された共同企業体)で企画提案する場合は、すべての構成員について提出してください。

カ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

キ ① 法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ク 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)

① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 財務諸表の写し（正本1部、副本7部：最近2カ年のもの、半期決算の場合は4期分）

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

(2) 提案にかかる応募書類及び添付書類の返却

提案にかかる応募書類及び添付書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(3) 提案にかかる応募書類及び添付書類の不備

提案にかかる応募書類及び添付書類に不備があった場合、審査の対象とならないことがあります。

(4) その他

- ・応募は1者1提案とします。（共同企業体として参加する場合を含む）
- ・応募書類及び添付書類はモノクロ（白黒）、カラーどちらでも可。
- ・応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。
- ・提出時には一切の質問に応じません。
- ・提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。
（事務局が補正等を求める場合を除きます。）
- ・応募書類及び添付書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

(5) 提出方法

郵送（配達までの送達過程が確認できる簡易書留等）・宅配便等により提出してください。
窓口での提出はできません。

(6) 提出期限

令和5年7月20日（木）午後3時まで《必着》

(7) 提出先

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局 担当 植木、石田
（大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ内）

住 所 〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

電 話 06-6210-9742

5 説明会

本業務にかかる説明会は実施しません。不明な点がある場合は、「6 質問の受付」の項に従い、質問を行ってください。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年7月7日（金） 午後3時まで

(2) 提出方法

「質問票」より電子メール（アドレス：info@mozu-furuichi.jp）にて受け付けます。なお件名には「【質問：世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」デジタルメディアを活用した情報発信事業（法人名）】」と明記してください。

- ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。）
- イ 質問への回答は、活用会議ページに掲載し、個別には回答しません。
(<http://www.mozu-furuichi.jp/jp/news/>)
- ウ 「質問票」様式は、活用会議ホームページからダウンロードできます。
(<http://www.mozu-furuichi.jp/jp/news/>)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 応募者多数の場合、書類審査にて上位4者程度を選定し、書類審査を通過した提案について、プレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査の日時および詳細については、対象者にメールにて正式に通知します。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ「最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しません。」（応募者が1者の場合であっても審査を実施します。ただし、応募者がいない場合は、本件の募集を中止します。）

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

| 評価項目 | 審査内容 | 配点 |
|-------------------------|---|-----|
| 広告記事の制作内容・掲載メディアサイトについて | <ul style="list-style-type: none"> 仕様書の内容（当該業務の趣旨・目的）を十分に理解したうえで、明確かつ具体的に提案されているか。 広告記事を掲載する国際メディアサイトは、TVまたは新聞、雑誌、デジタル、各種SNSプラットフォームを持ち、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の認知度向上とその高い価値と魅力の理解という事業目的を果たすために相当規模のオンラインPV数が期待できる適切なものが採用されているか。 企画構成が優れ、「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力が伝わる没入感のある魅力的な内容となっているか。 How To トラベル映像の構成は視聴者が映像を通じて現地へのアクセスと実際の周遊イメージをいただくことができるものとなっているか。 | 35点 |

| | | |
|---------------------|--|------|
| 広告配信について | <ul style="list-style-type: none"> ・制作した広告記事に確実に誘導できるよう、効果的・計画的なYouTube等広告配信であるとともに、ネイティブ広告配信国における適切なターゲット層の設定となっているか。 ・ネイティブ広告は広告表示回数（インプレッション数）20万回以上、YouTube等広告配信は再生回数50万回以上の目標PV数が見込めるものか。 ・その他、効果的なSNS発信が提案されているか。 | 25点 |
| データ分析調査について | <ul style="list-style-type: none"> ・百舌鳥・古市古墳群のさらなる認知度及び来訪意識向上のための今後の施策に活用できるデータ分析（進め方、手法、内容）が具体的に提案されているか。 | 15点 |
| 事業の実施体制・スケジュール等について | <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の進行計画が現実的であり、確実に遂行できる運営体制であるか。 ・安定的な運営が可能となる財政的基盤かどうか。 ・契約期間内に事業を計画的かつ効率的に実施できるスケジュールが提案されているか。 | 15点 |
| 価格点 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 10点 |
| 小計 | | 100点 |

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を活用会議ホームページ（<http://www.mozu-furuichi.jp/jp/news/>）において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
*品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて

入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と活用会議との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、活用会議は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付していただきます。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

- ・応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。